のを除く。）の額に相当する額

AB_{27} ＝ 0.002

AB_{28} ＝ 0.0012

AC_n　地方創生推進交付金事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AD_{28} ＝ 0.0007

AE　災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 102 条第 1 項第 2 号に掲げる場合（平成 28 年熊本地震による災害に係る災害廃棄物処理対策及び中小企業等グループ施設等復旧整備対策に限る。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金

算式Ⅱ

$$\frac{B \times 0.5 + \sum_{n=11}^{28}(C_n \times D_n) + \sum_{n=16}^{17}(E_n \times F_n) + \sum_{n=12}^{28}(G_n \times H_n) + \sum_{n=16}^{28}(I_n \times J_n) - K \times 0.5 + L + \sum_{n=27}^{28}(M_n \times N_n)}{607\text{円} \times A}$$

算式Ⅱの符号

A　測定単位の数値

B　流域下水道の整備事業、公共下水道幹線管渠等整備事業及び農業集落排水施設の整備事業に係る経費に充てるため昭和 34 年度から平成 10 年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 46 年度、昭和 47 年度、昭和 50 年度から昭和 61 年度までの各年度及び平成 3 年度から平成 10 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 57 年度までの各年度及び昭和 59 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和 50 年度、昭和 52 年度、昭和 53 年度、昭和 61 年度及び平成 4 年度から平成 10 年度までの各年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、平成 6 年度以降の各年度において国の補助金等の整理及び合理化に関する

のを除く。）の額に相当する額

AB_{27} ＝ 0.002

算式Ⅱ

$$\frac{B \times 0.5 + \sum_{n=11}^{27}(C_n \times D_n) + \sum_{n=16}^{17}(E_n \times F_n) + \sum_{n=12}^{27}(G_n \times H_n) + \sum_{n=16}^{27}(I_n \times J_n) - K \times 0.5 + L + M_n \times N_n}{636\text{円} \times A}$$

算式Ⅱの符号

A　測定単位の数値

B　流域下水道の整備事業、公共下水道幹線管渠等整備事業及び農業集落排水施設の整備事業に係る経費に充てるため昭和 34 年度から平成 10 年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 46 年度、昭和 47 年度、昭和 50 年度から昭和 61 年度までの各年度及び平成 3 年度から平成 10 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 57 年度までの各年度及び昭和 59 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和 50 年度、昭和 52 年度、昭和 53 年度、昭和 61 年度及び平成 4 年度から平成 10 年度までの各年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、平成 6 年度以降の各年度において国の補助金等の整理及び合理化に関する